

兵庫県立神崎高等学校PTA会則

第1章 名称

第1条 本会は兵庫県立神崎高等学校PTAと称する。

第2条 本会は事務局を神崎高等学校に置く。

第2章 目的

第3条 本会は家庭、学校および社会が協力して教育効果を向上させるための中心となり、生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校および家庭における教育の理解とその振興
- 2 生徒の校外における生活指導
- 3 地域における教育環境の改善充実
- 4 会員相互の研修及び親睦
- 5 生徒の福利厚生
- 6 その他必要な事業

第4章 会員

第5条 本会の会員は神崎高等学校に在籍する生徒の保護者および教職員とする。

第5章 役員

第6条 本会の役員については次のとおりとする。

- 1 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
顧問	若干名
会計	1名
監査委員	2名
- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。また、任期満了後も後任者が選出されるまではその任にあたるものとする。

第7条 役員の選任は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は役員会において会員中より選出する。
- 2 顧問のうち1名は学校長を常任とし、会長の必要に応じ若干名を委嘱することができる。
- 3 会計、監査委員は会長が会員中より委嘱する。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 顧問は本会の運営上必要な助言をする。
- 4 会計は会計事務を掌る。
- 5 監査委員は会計を監査する。

第6章 理事

第9条 理事の選出は次のとおりとする。

- 1 会員より各学年10名程度を選出する。
- 2 任期は原則として3年とし、欠員が生じたときおよび、本会の目的に賛同し、会の運営に必要と会長が認めたときは、役員会の承認を得て、会員中より理事を選出することができる。
- 3 理事は正副会長と共に本会の事業を企画、実施する。

第7章 会議

第10条 本会に次の会議を設ける。

- 1 総会・役員会

第11条 総会については次のとおりとする。

- 1 総会は会長または役員会が必要と認めたとき、会長がこれを招集する。
- 2 総会は会則、予算、決算、事業、その他の重要事項を決議する。また、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第12条 役員会は会長、副会長、顧問、会計、理事をもって構成し、本会の運営に関する重要事項を審議する。監査委員も必要に応じ出席することができる。

第13条 決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第14条 本会則に定めなき事項については、役員会においてこれを処理する。

第8章 会費

第15条 会費は年額6,000円とし、納付月は毎年度校長が決定する。ただし、会員に2名以上の生徒があるとき、会費は1名分とする。また、特別の事情がある場合、会費を免除することができる。

第9章 会計

第16条 本会の経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則 本会則は昭和58年4月1日から施行する。

平成22年3月3日 一部改定

令和4年3月1日 一部改定

令和5年5月13日 一部改定

兵庫県立神崎高等学校PTA慶弔内規

第1章 総則

第1条 兵庫県立神崎高等学校生徒、保護者、教職員（非常勤講師を除く）の慶弔に関しては、この規程によるものとする。

第2章 慶弔金の算定

第2条 生徒、保護者、教職員の慶弔金は別表のとおりとする。

第3章 附則

第3条 この規程は昭和57年10月1日より実施する。

第4条 PTA役員退職記念品については、特にPTA運営に功績のあった者の退職にあたり、別途協議のうえ記念品を贈る。

別表

区 分	種 類	金 額 等
生徒	災害・事故	特別審議
	死亡	10,000円としきみ又は供花
保護者	死亡	10,000円としきみ又は供花
PTA役員	死亡	特別審議
教職員	死亡（本人）	特別審議
	死亡（一親等内）	5,000円としきみ又は供花

備考 特別審議の場合は、PTA会長、校長、教頭、事務長がこれにあたる。

平成2年5月18日 一部改正

平成20年5月11日 一部改正

兵庫県立神崎高等学校教育活動後援会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、兵庫県立神崎高等学校教育活動後援会と称する。

第2条 本会は事務局を神崎高等学校に置く。

第2章 目的

第3条 本会は兵庫県立神崎高等学校の教育活動を後援し、その発展を図ることを目的とする。

第3章 組織

第4条 本会は本校生徒の保護者及び前条の目的に賛同する者をもって組織する。

第4章 事業

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 運動部・文化部の施設、設備の充実および対外行事の経済的援助
- 2 体育の振興および運動部・文化部活動の活性化のための事業
- 3 進路指導の充実、発展のための事業
- 4 福祉教育等本校の特色づくりのための協力支援活動
- 5 その他本校の教育活動の発展に必要と認められる事業

第5章 役員

第6条 本会の役員については次のとおりとする。

- 1 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
顧問	若干名
会計	1名
監査委員	2名
- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。また、任期満了後も後任者が選出されるまではその任にあたるものとする。
- 3 原則は、PTAの役員がこれを兼ねる。

第7条 役員の選任は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は役員会において会員中より選出する。
- 2 顧問のうち1名は学校長を常任とし、会長の必要に応じ若干名を委嘱することができる。
- 3 会計、監査委員は会長が会員中より委嘱する。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 顧問は本会の運営上必要な助言をする。
- 4 会計は会計事務を掌る。
- 5 監査委員は会計を監査する。

第6章 理事

第9条 理事の選出は次のとおりとする。

- 1 会員より各学年10名程度を選出する。
- 2 任期は原則として3年とし、欠員が生じたときおよび、本会の目的に賛同し、会の運営に必要と会長が認めたときは、役員会の承認を得て、会員中より理事を選出することができる。
- 3 原則は、PTAの役員がこれを兼ねる。
- 4 理事を含めた役員で、本会を構成する。
- 5 理事は正副会長と共に本会の事業を企画、実施する。

第7章 会費

第10条 会費は年額6,000円とし、納付月は毎年度校長が決定する。

第8章 会計

第11条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもって支弁する。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則 この会則は昭和54年10月20日より施行する。

平成17年4月1日 一部改定

令和元年5月11日 一部改定

令和3年3月1日 一部改定

令和5年5月13日 一部改定